

甲賀市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査（後期分）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月21日

甲賀市監査委員 山 本 哲 雄

甲賀市監査委員 瀬 古 幾 司

令和 6 年 度

定期監査結果報告書（後期分）

甲賀市監査委員

本報告書は、令和6年度定期監査のうち、令和7年1月及び2月の実施分を後期分としてその結果を報告するものである。

(以下の文中の年月日等の表記において、特に年の記載がない場合は、令和6年度中の当該月日等を指すものである。(例：11月＝令和6年11月、1月4日＝令和7年1月4日))

1 監査の対象

(こども政策部)	子育て政策課、発達支援課、保育幼稚園課、 子育て支援施設整備推進室
(産業経済部)	商工労政課、観光企画推進課、農業振興課、農村整備課、 林業振興課
(建設部)	都市計画課、建設管理課、建設事業課、住宅建築課、 公共交通推進課
(会計管理者の補助組織)	会計課
(教育委員会事務局)	教育総務課、学校教育課、教育研究所、社会教育スポーツ課、 国スポ・障スポ推進室、歴史文化財課
(行政委員会)	議会事務局議事課、監査委員事務局、公平委員会、 固定資産評価審査委員会、農業委員会事務局

2 監査の期間

令和7年1月16日(木)から2月12日(水)まで

3 監査の方法

この監査は「甲賀市監査基準」に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。そのために監査資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、予算及び事務事業の執行状況の確認や証拠書類との照合、現場確認を実施した。

なお、主な着眼点は次のとおりとした。

- (1) 事務事業は予算や計画に基づいて適正に執行されているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (4) 所管する現金及び預り金等の管理は適正に行われているか。
- (5) 債権の管理は適正に行われているか。
- (6) 市税、手数料等の収納金に係る事務は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 従来の指摘事項等は是正されているか。

4 監査の結果

各監査対象の事務事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。なお、所見については個別に記した。

5 監査の概要

こども政策部

子育て政策課

(1) 監査年月日

1月16日(木)

(2) 業務概要

子育て政策課の業務は、子育て政策係が担当する子ども・子育て支援に関する計画の策定及び推進、子ども・子育て応援団会議、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童クラブをはじめとした地域子ども・子育て支援事業、ひとり親家庭の支援、児童公園及び児童遊園、家庭教育に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5人を含む15人体制で行われている。なお、15人のうち1人は子育て世代包括支援センターとの兼務、1人は地域共生社会推進課との兼務となっている。

(3) 監査事項

ヤングケアラー支援事業では、ヤングケアラーの早期発見のため、今年度から見守りを行う居場所づくりなど運営する団体に対する補助を行っている。

病児・病後児保育事業では、これまで水口子育て支援センターで実施していたが、医療法人へ施設整備と運営に対して補助を行い、10月から病院に併設された施設で事業を開始している。

子ども・子育て支援の充実や妊娠・出産期から切れ目のない支援に総合的に取り組むための子ども・子育て応援団支援事業計画は、今年度で第2期の計画期間が終了するため、第3期の計画策定に取り組んでおり、3月に策定予定である。

(4) 所見

復命書には、上司のコメントを記入されたい。

甲賀市社会福祉団体活動補助金について、各団体の財産目録等も確認されたい。

遊具の施設賠償責任保険について、負担方法を検討されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

過年度収入の債権管理について、体制の強化に努められたい。

発達支援課

(1) 監査年月日

1月16日(木)

(2) 業務概要

発達支援課の業務は、発達支援係が担当する乳幼児期から青年・成人期までの心理・教育・発達の相談、学齢期の発達支援、児童発達支援センターに関することなどであり、課長以下会計年度任用職員3人を含む12人体制で行われている。なお、12人のうち1人は児童発達支援センターとの兼務、1人は教育支援センターとの併任となっている。

(3) 監査事項

発達の特性等により、支援を必要とする人の発達及び自立の支援に関する各種施策を部局横断的かつ継続的に連携して推進するため、発達支援システム推進会議を開催し、課題解決に向けた協議を行っている。子どものこれまでの成長過程や検査の記録などを1つのファイルにまとめた「ここあいパスポート」をライフステージの節目で活用し、効果的な支援につなげている。

(4) 所見

部下の訓育の観点から、復命書は課長にとどまらず次長や部長にも回覧されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

保育幼稚園課

(1) 監査年月日

1月16日(木)

(2) 業務概要

保育幼稚園課の業務は、管理係が担当する保育園等の管理運営や入退園、広域入所、保育料及び給食費の決定と徴収、私立保育園等の給付費、補助金に関すること、指導振興係が担当する保育園等の保育運営の指導・助言、特別支援教育、保育園等の安全・保健衛生・環境衛生に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員4人を含む23人体制で行われている。うち管理栄養士1人、看護師2人が配置されている。

(3) 監査事項

低年齢児を中心とした待機児童対策を推進するため、保育士等確保事業として、人材バンク登録や市主催の就職フェアの実施、県主催の就職フェアへの参加、保育士等を養成する大学・高校訪問などを実施しているほか、私立園に対しては、保育士の働きやすい職場環境整備のため保育支援員の配置に要する経費等について補助をし、保育士等に対しては奨学金の返還にかかる費用の一部補助をしている。

おむつの無償提供は、9月から新たに開始した事業で、保育園等におむつを無償提供することにより、保護者の負担軽減及び保育士の庶務業務の軽減を図っている。

幼保・小中学校再編計画による幼稚園・保育園の統合民営化については、昨年度の水口地域に続いて甲南地域に公私連携園が4月に開園した。公私連携園には指導員や担当職員が計画的に訪問し、指導や助言、支援を行っており、職員の更なるレベルアップが重要となっている。

保育士・幼稚園教諭等の研修については、段階的なステージ研修と、キャリアに応じた専門性の向上を目的とした幼児教育プロジェクトに関する研修を実施している。

(4) 所見

復命書には、上司のコメントを記入されたい。

給食業務委託及び紙おむつ等納入業務委託について、契約方法を検討されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

社会福祉法人の監査について、監査報告書を確認されたい。また、必要があれば監査委員事務局と連携して監査を実施することも検討されたい。

子育て支援施設整備推進室

(1) 監査年月日

1月16日(木)

(2) 業務概要

子育て支援施設整備推進室の業務は、施設整備推進係が担当する児童クラブや保育施設等の子育て支援施設の整備推進及び維持補修に関することなどであり、室長兼務の次長以下4人体制で行われている。

(3) 監査事項

児童クラブ施設整備事業では、施設の老朽化、利用児童増加等に対応するため、土山かしきや児童クラブの改修工事を行った。

水口子育て支援センター整備事業では、保健センター、子育て支援センターとの連携強化のための複合施設の新築工事が完了し、10月から供用を開始した。

幼保・小中学校再編計画に基づき、甲南東・甲南西・甲南南保育園を統合し、民間による新園舎が整備され、4月から私立認定こども園が開園した。3つの旧園舎は解体工事を実施し、新園舎の周辺道路については歩道整備工事を行っている。

また、今年度は幼保・小中学校再編計画に基づいた再編が未完了の土山、甲賀、信楽の各地域における子育て支援施設の整備方針の策定に取り組んでいる。

(4) 所見

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。年次有給休暇の取得率を上げるように配慮されたい。

産業経済部

商工労政課

(1) 監査年月日

1月23日(木)

(2) 業務概要

商工労政課の業務は、商工労政係が担当する商工政策、労働政策、企業内人権啓発推進、就労対策、地域経済好循環創出事業に関すること、地場産業振興係が担当する地場産業及び伝統工芸振興に関すること、女性活躍推進室が担当する男女共同参画、女性活躍推進に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5人を含む15人体制で行われている。

(3) 監査事項

就職を希望する学生や卒業後3年以内の既卒者、若年者、氷河期世代の方、障がいのある方等を対象に、湖南市や伊賀市とそれぞれ合同でJOBフェア（合同就職面接会）を実施した。また、市内企業・事業所における人材不足や小規模事業者の継承者不在が顕在化しており、地元企業のPRや求職者とのマッチングを推進し、求職者の就労促進と市内企業・事業所の人材確保を図っている。

女性の力を最大限発揮し、女性が社会で活躍できるよう合同就職面接会をはじめ、就労や起業、キャリアアップへの支援を行った。また、従業員が育児等で離職することなく働き続けられるよう、今年度は市内企業・事業所意識調査とアドバイザー派遣を行い、さらなる企業の働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進を図った。

コウカEXPO2024開催事業では、2025年大阪・関西万博の好機を、万博を訪れる国内外の旅行者の誘客による関係人口の増加や地域経済の活性化に活用するため、地域資源の魅力発信と新たな可能性の再発見につながるイベントを市と関係団体とが同日・同エリアで開催し、約1万人の来場があった。

子育て応援・定住促進リフォーム事業は、住環境の向上による三世代同居・近居

の促進や空き家の活用と再生により、流出人口の抑制と経済の活性化につなげることを目的としており、前年度を上回る 3 1 9 件の交付決定を行っている。

地域経済応援クーポン券（2 0 2 4）配布事業では、市内全世帯に対しクーポン券を配布し、物価・エネルギー価格高騰の影響を受けている市内小規模事業者等への支援を行った。

（４）所見

部下の訓育の観点から、復命書は課長にとどまらず次長や部長にも回覧された。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

ワーク・ライフ・バランス推進事業業務委託について、契約方法を検討された。

指定管理施設の監査について、必要があれば監査委員事務局と連携して監査を実施することも検討されたい。

観光企画推進課

（１）監査年月日

1 月 2 3 日（木）

（２）業務概要

観光企画推進課の業務は、観光振興係が担当する観光振興、忍者 P R、観光協会に関すること、地域資源振興係が担当する地域資源の活用、観光拠点の整備、観光施設の管理に関すること、ロケーション推進室が担当するロケ支援・誘致やロケツーリズムの推進に関する事などであり、課長兼務の次長以下 1 3 人体制で行われている。なお、1 3 人のうち 3 人は歴史文化財課との併任となっている。

（３）監査事項

観光客誘致推進事業では、観光インフォメーションセンター甲賀流リアル忍者館で、日本遺産「忍びの里・甲賀流忍者」の P R と市内全域の観光案内を実施してい

る。また、2025年大阪・関西万博に向けた観光誘客のため、市内に点在する歴史文化・地場産業等の観光資源の周遊につながるPRを行い、万博を契機とした観光需要の増加を見据えた事業者の受入体制の向上を図っている。

ロケーション推進事業では、甲賀ロケーション推進協議会を中心に、観光客の受入体制の整備やロケ地の誘致などに取り組んでいる。

道の駅あいの土山整備事業では、再整備基本計画に基づき、地域活性化の拠点となる道の駅を目指して、新施設の新築工事、既存施設の解体工事を実施し、運営会社の組織強化に向けた取組も進めている。

忍者を核とした観光拠点施設整備事業では、周遊型観光を促進させるため、計画的な周遊観光ルートを整備し、観光資源のネットワーク化を進めている。今年度は土山地域にゴルフ誘客看板の設置や水口地域に観光地名称標識看板の設置を行った。また、地域や有識者、観光関連事業者等で構成した「忍者を核とした観光拠点整備検討協議会」で詳細について検討をしている。

(4) 所見

歴史文化都市構築事業補助金について、各団体に対して立入調査をされたい。また、必要があれば監査委員事務局と連携して監査を実施することも検討されたい。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき、職員の健康管理と労務管理、また業務の効率化を一層進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれない。

農業振興課

(1) 監査年月日

1月23日（木）

(2) 業務概要

農業振興課の業務は、農政係が担当する農村まるごと保全向上対策交付金事務、中山間地域等直接支払交付金事務、都市農村交流事業、地域計画（人・農地プラン）に関すること、農業振興係が担当する茶の生産振興、環境保全型農業直接支払交付金、経営所得安定対策事業、園芸作物・特産物の生産振興に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5人を含む14人体制で行われている。なお、1

4 人のうち 5 人は農業委員会事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

農地保全施策では、農地保全や多面的機能の充実を図るため、国の多面的機能直接支払制度及び中山間地域等直接支払制度を活用し、農村地域の景観保全、集落営農組織の充実や新規就農者育成に対する支援、農業施設等の維持管理の支援を行っている。また、地域農業の将来を検討する地域計画の作成に向けた支援を行っている。

都市農村交流推進事業では、中学校の教育旅行を中心に 13 校、457 人を受け入れ、交流人口の増加を図るとともに、賑わいの創出と農産物の販売促進による地域の活性化を図っている。

茶生産振興対策事業では、茶のブランド化により付加価値を高めて販路を拡大し、茶農家の経営安定や所得向上を図るほか、茶樹が老朽化している茶園の計画的な改植、防霜設備等の支援により、茶の品質向上を目指している。茶のブランディングについては、「土山一晩ほうじ」の P R に引き続き努めるとともに、朝宮茶のブランド化の検討を継続して行っている。

(4) 所見

指定管理施設の監査について、必要があれば監査委員事務局と連携して監査を実施することも検討されたい。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき、職員の健康管理と労務管理、また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれない。

各種補助金について、更に使いやすい工夫を検討されたい。

農村整備課

(1) 監査年月日

1 月 23 日 (木)

(2) 業務概要

農村整備課の業務は、農村整備係が担当する団体営・県営の土地改良事業、単独

小規模土地改良事業、農道維持管理事業、基幹水利事業に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員 7 人を含む 12 人体制で行われている。なお、12 人のうち 1 人は建設事業課との兼務となっている。

(3) 監査事項

団体営土地改良事業では、水口、甲賀、甲南地域のかんがい排水施設等の長寿命化工事により、施設機能の保全を行っている。また、農村地域の安全安心の確保を図るため、防災重点ため池の土質・地質調査及び耐震診断を行っている。

県営土地改良事業では、杉山地区区画整理事業、和野地区大規模ほ場整備事業、鹿深 2 地区農道整備事業、大谷池地区ため池改修事業を実施している。

(4) 所見

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

林業振興課

(1) 監査年月日

1 月 23 日 (木)

(2) 業務概要

林業振興課の業務は、林業振興係が担当する森林整備計画、林産物の生産振興、造林・保育事業、森林境界明確化事業、林業施設の維持管理、森林経営計画、森林組合及び生産森林組合、森林及び林道災害復旧事業に関すること、獣害対策室が担当する有害鳥獣の捕獲許可・防除・捕獲、地域への指導、ニホンザル行動域調査に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員 5 人を含む 12 人体制で行われている。

(3) 監査事項

鳥獣害対策事業では、捕獲（個体群管理）、防除（被害防除対策）、生息環境管理を地域ぐるみで推進しており、有害鳥獣捕獲事業をはじめ、ニホンザル個体数調整業務、侵入防止柵の支給や設置補助金及び修繕補助金の交付等を行っている。

森林境界明確化推進事業では、持続的な森林整備を実施していくため、施業の集約化ができるよう森林所有者の特定や境界の確認を行っており、今年度は19地区で集落説明、立会、測量を実施している。

木の駅プロジェクト推進事業では、森林整備の促進と地域経済の活性化を図るため、未利用材の有効活用を推進する活動団体へ補助金を交付している。

木育推進事業では、甲賀市産材の木のおもちゃを新生児とその家族にプレゼントする事業を継続して実施している。

(4) 所見

復命書には、上司のコメントを記入されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

建設部

都市計画課

(1) 監査年月日

1月30日(木)

(2) 業務概要

都市計画課の業務は、都市計画係が担当する区域区分、立地適正化計画、地籍調査、景観対策に関すること、開発指導係が担当する開発許可、開発事業の事前協議に関すること、都市基盤整備室が担当する甲南駅及び貴生川駅周辺整備事業、土地区画整理事業、工業団地整備に関することなどであり、課長以下理事員1人、会計年度任用職員1人を含む14人体制で行われている。

(3) 監査事項

都市計画マスタープランにおいて「地域拠点」「交通拠点」に位置づける貴生川駅周辺地域について、都市機能の集積や利便性の向上を図ることなどにより拠点形成を推進している。昨年度に引続き、貴生川エリアプラットフォームによるまちづ

くり活動の支援や社会実験を実施した。

甲南駅周辺整備事業では、北口の駐車場及びアクセス道路や緑地の整備を行っている。

甲賀土山 I C 周辺工業団地整備事業では、新名神高速道路沿線の立地特性を生かした新産業基盤の構築と企業誘致を行い、雇用の創出や定住化の促進、税収の確保を図るため、新たな工業団地の整備とデータセンター事業者の誘致を進めている。

(4) 所見

部下の訓育の観点から、復命書は課長にとどまらず次長や部長にも回覧された。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

建設管理課

(1) 監査年月日

1 月 3 0 日 (木)

(2) 業務概要

建設管理課の業務は、道路河川係が担当する道路施設等の維持管理、法定外公共物の財産管理、公有財産境界査定、要望処理に関すること、公園緑地係が担当する公園緑地維持管理、公園施設整備に関することなどであり、課長以下再任用職員 1 人、会計年度任用職員 9 人を含む 2 1 人体制で行われている。

(3) 監査事項

道路パトロール事業では、総延長 1, 2 0 6 キロメートル、2, 9 8 2 路線に及ぶ市道管理のため、パトロール車 2 台により巡回・点検を実施し、危険箇所を発見した場合は簡易補修等を行い、必要に応じて工事発注を行うなど安全・安心な市道管理に努めている。

道路除草事業では、幹線道路を中心に通行量の多い道路や地域間を結ぶ長い路線等を優先し実施している。

水口スポーツの森再整備事業では、水口スポーツの森が整備から50年を経過していることから、施設の老朽化や公園利用者のニーズに対応するため再整備が必要となっており、まずは新たな管理棟の建築工事を行っている。

(4) 所見

土地建物貸借状況調について、契約書及び管理台帳は施錠できる保管庫で保存されたい。

道路占用料・法定外公共物占用料の過年度分について、アクションプランの目標収納率を大きく下回っている。担当者だけでなくサポート体制を充実されたい。更に、交渉経過の解る記録簿を整理されたい。

指定管理施設の監査について、必要があれば監査委員事務局と連携して監査を実施することも検討されたい。また、立入調査の結果は、部長や次長にも回覧されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。引き続き、時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

建設事業課

(1) 監査年月日

1月30日(木)

(2) 業務概要

建設事業課の業務は、建設整備係、建設維持係が担当する道路、橋りょう及び河川等工事の設計、施工及び監督、維持補修、急傾斜地崩壊による災害の防止、公共土木施設災害復旧事業に関すること、国県事業調整室が担当する道路、水路等用地の取得及び登記、国道、県道、高規格幹線道路、高規格道路、一級河川の整備に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む14人体制で行われている。なお、14人以外に1人が農村整備課との兼務となっている。

(3) 監査事項

市道維持補修事業では、区・自治会等の要望に対する維持補修や通学路等の危険箇所等の施設整備を行っている。また、舗装修繕計画に基づき、舗装修繕を実施し

ている。

補助道路新設改良事業では、道路新設事業として、委託では虫生野希望ヶ丘線の地質調査業務、雨水排水検討業務を行っている。工事については新町・貴生川幹線内貴橋道路整備工事、野田中央線の道路整備工事を実施している。道路改良事業として、委託では貴生川・宝木幹線の詳細設計、信楽町御輿道の詳細設計等を実施している。

道路整備促進事業では、信楽地域の渋滞緩和と新名神高速道路信楽インターチェンジへのアクセス道路として国道３０７号改良事業の整備促進を図っている。

(４) 所見

部下の訓育の観点から、復命書は課長にとどまらず次長や部長にも回覧されたい。また、上司のコメントを記入されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するように努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

住宅建築課

(１) 監査年月日

１月３０日（木）

(２) 業務概要

住宅建築課の業務は、公営住宅係が担当する公営住宅の計画及び入退去、維持管理及び運営、住宅使用料の徴収、民間賃貸住宅家賃補助に関すること、建築係が担当する公共建築物の新築及び改修、建築確認及び建築許可申請書の受付や確認通知書の交付、木造住宅の耐震診断に関すること、空家対策室が担当する空家等対策特別措置法、空き家バンク、空家等対策協議会の運営に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員３人を含む１４人体制で行われている。

(３) 監査事項

市営住宅管理業務について、現在２７団地４７９戸を管理しているが、その内７団地１７８戸については長寿命化工事等を実施している。また、その他の団地３０

1戸については、旧耐震基準の建物であり今後3年以内に全ての住戸が耐用年数を経過することから入居募集を停止している。入居者が居住されている間は、維持管理を行いつつ住み替えを促すことにより、空き家となった住棟から順次用途廃止を予定している。また、民間賃貸住宅家賃補助は、民間の賃貸住宅に入居する住宅困窮者に対して家賃の一部を補助している。

住宅使用料の徴収については、税・料金等収納向上対策強化計画に基づき、アクションプランの目標収納率を現年度96.80パーセント、過年度16.50パーセントとして、年4回の文書催告のほか、戸別訪問や個別相談の随時実施、分納誓約の履行監視を行い収納率の向上に取り組んでいる。

空家等対策事業では、空き家を求める企業に対して紹介する「企業バンク空き家紹介制度」を開始するほか、予防措置として実施している法律相談会の相談員に不動産会社を加え、空き家の活用や売却の相談にも対応し、適正管理の推進を図っている。

(4) 所見

部下の訓育の観点から、復命書は課長にとどまらず次長や部長にも回覧されたい。

切手を購入した場合は、即時使用分についても必ず管理台帳に記載されたい。

計画策定作業を進められている令和8年度からの既存建築物耐震改修促進計画について、より解り易い計画となるよう工夫されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

公営住宅について、単身入居者の緊急連絡先等について、5年ごとに確認されたい。

公共交通推進課

(1) 監査年月日

1月30日(木)

(2) 業務概要

公共交通推進課の業務は、公共交通推進係が担当する総合交通体系に係る調整、既存鉄道の運行機能等の強化及び関連施設の整備、コミュニティバス運行事業、信楽高原鐵道及び近江鐵道に関することなどであり、課長以下安全統括管理者である理事員1人を含む8人体制で行われている。

(3) 監査事項

公共交通利用推進事業では、持続可能な公共交通を構築するため、効率的で利便性の高い公共交通網に改善するとともに、鉄道駅周遊スタンプラリーや関係団体と連携した利用促進事業を実施するほか、JR西日本や国・県等に対し要望活動を実施している。

コミュニティバス運行事業では、市民の日常の移動手段として、市内全域にコミュニティバス路線やコミュニティタクシーエリアを設定し路線網を構築するとともに、運転手不足に対応するため、公共ライドシェアの実証実験を開始している。

信楽高原鐵道運行事業では、第三種鐵道事業者として安全安心な輸送手段を確保するため、財産管理や施設整備を行うとともに、信楽高原鐵道株式会社の筆頭株主として安定経営に資する取組に対して助言や支援を行っている。

(4) 所見

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

補助金を交付している各団体について、損益の確認だけでなく資産（預貯金）の明細も確認されたい。

会計管理者の補助組織

会計課

(1) 監査年月日

1月30日（木）

(2) 業務概要

会計課の業務は、審査係が担当する支出命令書の確認・審査、支払処理に関する
こと、出納係が担当する窓口収納、収納確認、収納データ消込作業、物品の出納保
管に関する事などであり、会計管理者以下会計年度任用職員 2 人を含む 9 人体制
で行われている。

(3) 監査事項

伝票作成時の注意点、予算執行にあたっての留意事項について、主に新規採用職
員対象の財務会計研修会の開催や、庁内グループウェアで周知を行うなど、職員全
体の会計事務のレベルアップを図っている。伝票の電子審査導入に向けて、財務規
則等の見直しが進められている。

基金運用では、定期預金のほか、中長期に取り崩す予定のない減債基金等で債券
の購入を行っている。

(4) 所見

会計課の任務目的は、適正な公金事務、公金管理であることから、目標設定が難
しいのは理解しているが、目標達成のための手段として最適な具体的取組項目を洗
い出し、できる限り数値目標の設定が意欲的な仕事につなげられるよう検討された
い。

公金収納事務取扱手数料が段階的に有料化されているが、手数料削減に向け取り
組まれたい。また、一方で政府契約の支払遅延防止等に関する法律に抵触しないよ
う支払時期に留意されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得する
よう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り
組まれたい。

教育委員会事務局

教育総務課

(1) 監査年月日

2 月 1 2 日 (水)

(2) 業務概要

教育総務課の業務は、総務企画係が担当する教育委員会の会議、教育行政に係る企画立案及び調整、教育委員会事務の点検及び評価に関すること、施設係が担当する学校及び社会教育施設の管理運営、教育財産の管理、学校その他教育機関の設置及び廃止並びに整備計画に関すること、学校給食係が担当する学校給食センターの管理運営、給食費の費用徴収に関すること、教育環境整備室が担当する教育環境整備及び整備のための調査、関係団体等との連絡調整などであり、課長以下会計年度任用職員 2 人を含む 14 人体制で行われている。

(3) 監査事項

学校再編事業では、現再編計画が今年度末に終期となることから、学校再編審議会（教育委員会附属機関）の答申及び小中学校教育のあり方審議会からの提言を踏まえ、第 2 次学校再編計画の策定を進めている。

第 4 期教育振興基本計画策定事業では、今年度末で現在の教育振興基本計画が終期となることから、教育委員及び教育委員会所管の各審議会や委員会等に対する意見聴取を行い、次期計画の策定に取り組んでいる。

各学校施設については、小中学校施設長寿命化計画に基づき学校施設の長寿命化改良事業を実施しており、昨年度に引続き、土山中学校長寿命化改良工事を行っている。また、耐力度調査により長寿命化が図れないことが判明した信楽小学校については改築による施設整備を行っている。

小学校・中学校特別教室等空調設備整備事業では、近年の異常気象に対し快適な教育環境を整えるため、特別教室などへ空調設備を整備している。

東部学校給食センター厨房機器等更新事業では、供用開始から 18 年が経過して厨房設備の経年劣化が進む中、突発の故障により給食が提供できない状況に陥るリスクを回避するため、厨房設備機器等の更新を行っている。

(4) 所見

部下の訓育の観点から、復命書は課長にとどまらず次長や部長にも回覧されたい。

郵券払出簿について、金額の合計を記載する欄を設けられたい。また、確認者の

押印漏れが無きようにされたい。

学校給食センター調理・洗浄業務委託について、複数契約が東部・西部同一業者となっているので、リスク管理も考慮されたい。

信楽高等学校地域支援協議会負担金について、歳出科目を再検討されたい。

児童生徒給食負担金過年度分について、アクションプランの目標収納率は達成しているが、収納済額についても前年に近づくよう努められたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。引き続き、時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

学校教育課

(1) 監査年月日

2月12日(水)

(2) 業務概要

学校教育課の業務は、指導教職員係が担当する教職員人事、学校教育に関する事業、学校経営等に関すること、教育支援係が担当する就学支援、小中学校における特別支援教育、教育相談事業に関すること、学務係が担当する学齢簿の編成保管、就学援助(要保護・準要保護)、学校の安全、保健衛生及び環境衛生に関すること、学びの多様化推進室が担当する生徒指導に係る指導及び助言、不登校・いじめ対策、外国人児童生徒等の指導などであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員9人を含む27人体制(うち11人は教職員)で行われている。

なお、4月の機構改革により、新たに学びの多様化推進室が設置されている。

(3) 監査事項

教育DX推進事業では、タブレット等のICT機器の有効活用と教職員のスキルアップを図るため、ICT技術指導員を新たに雇用し、ICT支援員の派遣を月4回に拡充した。また、学習支援アプリを活用し個別最適な学習支援による学力向上を図るため、ICT教育指導員を配置している。

日本語初期指導教室事業では、外国語を母語とする児童生徒が、学校生活や学習にスムーズに取り組めるように日本語指導を行っている。児童生徒の増加に伴い、

5月に綾野小学校に第二かわせみ教室を設置した。

不登校対策事業では、小・中学校に対してスクールソーシャルワーカー、訪問相談員、スクールカウンセラーを各校に派遣し、ケース会議に参加し、不登校児童・生徒への早期支援により不登校の未然防止を図っている。

スペシャルサポートルーム設置事業では、教室に入りにくい児童が落ち着いた空間で学習、生活するスペシャルサポートルームを小学校21校に設置し、スクーリングケアサポーターを配置し、早期支援により不登校の未然防止を図っている。

(4) 所見

貸付金について、返済中のものと完済したものは別に管理されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

教育研究所

(1) 監査年月日

2月12日(水)

(2) 業務概要

教育研究所の業務は、教職員の研修、教育調査研究、教育に関する相談及び指導に関することなどであり、会計年度任用職員の所長以下5人体制で行われている。所長を除く4人は、教職員2人、県費派遣職員1人、学校教育課兼務の事務職員1人である。

(3) 監査事項

調査研究事業では、新しい時代に対応する甲賀の教育を担う教職員の育成と、児童生徒が学びを実感する授業改善を目的として各種調査研究を実施しており、研究校及び研究推進委員は公募で決定している。

教職員研修事業では、初任者研修やミドルリーダー研修、スキルアップ研修等を実施した。

教育研究奨励事業では、個人及びグループでの意欲的かつ創意あふれる学習指導

法の改善並びに、学校・学年・学級の経営充実に係る研究を奨励するために論文を募集している。応募論文は市内の学校に公開し、研究の成果を広めることとしている。

各校マネジメント相談・支援事業では、学校訪問を主とした授業参観での指導助言や校内研修での指導・支援を行っている。また、管理職を対象に学ぶ力向上や人材育成のための経営についての相談・支援を行っている。

(4) 所見

各校マネジメント相談・支援事業について、専門に担当する職員の設置も検討されたい。

社会教育スポーツ課

(1) 監査年月日

2月12日（水）

(2) 業務概要

社会教育スポーツ課の業務は、文化係が担当する文化・芸術の振興、社会教育・生涯学習の推進、社会教育関係団体の育成及び連絡調整、公民館・図書館・文化施設の事業運営・維持管理に関すること、青少年育成係が担当する青少年育成施設の維持管理・運営、青少年育成事業、自然体験活動推進事業に関すること、スポーツ係が担当するスポーツ施設の維持管理・運営、スポーツ推進委員、学校施設開放、総合型地域スポーツクラブに関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2人を含む19人体制で行われている。なお、19人のうち5人は人権推進課との併任となっている。

(3) 監査事項

少年センター運営事業では、少年補導委員会や学校、関係機関・団体等と連携し、青少年の支援・相談、非行防止、有害図書対策、薬物乱用防止対策などの事業を実施している。心理士の相談員を1名増員し、小中学校を訪問するなど積極的なアウトリーチ型の活動を行っている。

地域学校協働活動推進事業では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来

を担う子どもの成長を支え、地域を創生する活動を推進している。現在12校に地域学校協働本部が設置され、事業を実施している。

子どもに「一流」に触れる機会を創出し、夢や目標を持つことの素晴らしさや自ら未来を切り開く次世代の人材を育成する機会として取り組んでいる金の卵プロジェクト事業では、11月にオリンピックメダリストを招いて陸上教室を開催し、3月には音楽講師を招いて教室を開催する予定である。

スポーツ推進員活動事業では、誰もが、年齢、性別、体力や運動能力、目的に合わせて、スポーツに関わることができる環境を整え、市民が心身の健康を維持、増進し、心豊かな生活を送ることができるよう、ふれあいゆるスポフェスティバルや市長杯ボッチャ市民交流大会の開催、地域等に出向き軽スポーツや体操の指導を行っている。

(4) 所見

あいこうか市民ホールの切手について、差引簿により管理されているが、月一回以上は現物確認をされたい。

信楽公民館の現金管理簿について、データ管理されているが、確認日及び確認者を入力されたい。

参考資料の社会教育スポーツ課所管施設利用者一覧については、指定管理施設も記載されたい。

補助金を交付している団体については、自主運営をするように努められたい。また、実績報告だけでなく繰越金を確認されたい。繰越金が補助金を超えている場合は、補助金のあり方について検討されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

国スポ・障スポ推進室

(1) 監査年月日

2月12日(水)

(2) 業務概要

国スポ・障スポ推進室の業務は、第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会に関して、総務企画係が担当する実行委員会の開催及び運営に関すること、競技運営係が担当する各競技会の運営に関すること、輸送宿泊係が担当する大会の輸送、宿泊、警備、衛生に関することなどであり、室長以下任期付職員2人、会計年度任用職員1人を含む14人体制で行われている。

なお、4月の機構改革により、選手・監督等関係者にかかる輸送、宿泊、警備の各業務について、大会準備に向けた組織体制の強化を図るため輸送宿泊係が新たに設置されている。

(3) 監査事項

2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会の運営を円滑に進めるため、実行委員会を設置し、総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通・警備の各専門委員会を設置して、具体的な内容の検討・協議を進めている。また、気運醸成を図るため、HPやSNSで情報発信をするとともに、大会1年前記念イベントやリハーサル大会を実施している。

(4) 所見

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。

歴史文化財課

(1) 監査年月日

2月12日（水）

(2) 業務概要

歴史文化財課の業務は、調査管理係が担当する文化財の保護・調査管理事業、水口歴史民俗資料館の管理運営、信楽焼調査事業に関すること、埋蔵文化財係が担当する紫香楽宮跡整備活用事業、水口岡山城跡整備活用事業、市内遺跡発掘調査事業に関すること、普及活用係が担当する土山歴史民俗資料館等の管理運営、文化財の普及活用事業、忍者にかかる史料の調査、普及活用に関することなどであり、課長

以下会計年度任用職員 3 人を含む 15 人体制で行われている。なお、15 人のうち 3 人は観光企画推進課との併任となっている。

(3) 監査事項

文化財保護推進事業では、市内指定文化財の調査、保存継承、活用事業の実施、保存団体等への補助を行っている。

紫香楽宮跡保存整備活用事業では、紫香楽宮跡公園整備工事や遺構表示花壇設置を行っている。

水口岡山城跡活用事業では、環境整備や歴史講演会の実施、市民団体との協働の取組を行った。

地域文化財活用事業では、市内の文化財を保存・活用し、情報発信しており、土山宿本陣跡公開のイベント開催や大原武家文書報告書の刊行を行った。

(4) 所見

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

行政委員会

議会事務局議事課

(1) 監査年月日

1月23日（木）

(2) 業務概要

議事課の業務は、総務係が担当する議長公務調整、視察対応、議員報酬・手当等の支給に関すること、議事調査係が担当する本会議、委員会、その他議事及び会議録の調製・保管に関することなどであり、事務局長以下会計年度任用職員 1 人を含む 7 人体制で行われている。

(3) 監査事項

議事管理事業では、定例会等の議事運営・管理を円滑に行うとともに、本会議・

委員会（付託審査）の中継や、本会議の会議録及び委員会記録の全文記録をインターネット上で公開して市民に開かれた議会を目指している。

議会活動事業では、議会基本条例の検証と見直しについて、議員全員参加による研修を実施している。

広報広聴事業では、広報広聴委員会を設置し、議会だよりの発行に加え、昨年度実施した区・自治会等との意見交換会で得た課題や意見の集約等について検討している。

（４）所見

議会事務局の任務目的は、主には議会・議員のサポートであることから、目標設定は難しいのは理解しているが、目標達成のための手段として最適な具体的取組項目を洗い出し、できる限り数値目標の設定が意欲的な仕事につながるよう検討されたい。

地方自治法により設置が義務付けられている議会図書室について、議員調査研究のための図書室として更なる機能充実に向け検討されたい。また、他市の議会図書室と比較検証されたい。

ICT を活用した業務においては、機器等のトラブルが生じることも想定される。こうした事態に対応できる専門的な知識を積み上げるとともに、支障が生じた際の代替手段について検討するなどリスク管理されたい。

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するように努められたい。また業務の効率化を更に進めると同時に時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

監査委員事務局

（１）監査年月日

２月１２日（水）

（２）業務概要

監査委員事務局の業務は、定期監査、随時監査、決算審査、例月出納検査、財政援助団体等監査、住民監査請求に関することなどであり、事務局長以下３人体制で

行われている。

(3) 監査事項

公正で合理的かつ効率的な行財政経営を確保するため、監査計画に基づき決算審査、定期監査、例月出納検査などの監査等を実施している。

決算審査は、決算や基金の運用の状況を示す書類等が法令に適合し、かつ正確であることを確認することを着眼点として実施している。

定期監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果が挙げられているか、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施しており、事務事業の効率化、改善につなげるため、指摘事項等の対応状況の報告を求めることとしている。

(4) 所見

行政監査及び財政援助団体監査については、前期で終了する計画となるよう努められたい。

業務評価を行うに当たり、目標を持ってもらう必要がある。監査委員事務局の性質上、目標設定が難しいのは理解しているが、できる限り数値目標の設定ができるよう検討されたい。

公平委員会

(1) 監査年月日

2月12日（水）

(2) 業務概要

公平委員会の業務は、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談に関することなどであり、事務長以下3人体制で、監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求に至らないような勤務条件や職場環境等に関する不満・悩みを解決するため、職員からの苦情相談を行っているが、改めて制度の周知を行った。

なお、今年度は勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求などの案件は提出されていない。

(4) 所見

業務評価を行うに当たり、数値の目標設定が出来るかどうか検討されたい。

固定資産評価審査委員会

(1) 監査年月日

2月12日（水）

(2) 業務概要

固定資産評価審査委員会の業務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出に関することなどであり、書記3人体制で、監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

固定資産評価審査委員会を5月に開催し、税務課職員から令和6年度固定資産税の概要について説明を受けた。また、固定資産評価審査に係る研修を受講し、適正かつ公平な審査が行えるよう、委員及び職員の更なる知識の習得に努めている。

なお、今年度は審査の申出は提出されていない。

(4) 所見

業務評価を行うに当たり、数値の目標設定が出来るかどうか検討されたい。

農業委員会事務局

(1) 監査年月日

1月23日（木）

(2) 業務概要

農業委員会事務局の業務は、農地係が担当する農地法に基づく権利移動及び農地転用、農地パトロール、農地中間管理事業に関すること、農政係が担当する総会・役員会、農業者年金に関することなどであり、事務局長以下再任用職員1人、会計

年度任用職員 1 人を含む 10 人体制で行われている。なお、10 人のうち 5 人は農業振興課との併任となっている。

(3) 監査事項

農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールで遊休農地や違反転用の現地調査を行うとともに、遊休農地の所有者に対して意向調査を実施し、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積・集約化、新規参入の促進等、農地利用の最適化の推進を図っている。

農地としての再生利用が困難となった農地について、非農地判断を行う必要があり、非農地判断事務取扱要領の策定に取り組んでいる。

(4) 所見

職員の健康管理の面から、週休日に勤務した場合は同一週に振替休暇を取得するよう努められたい。